

平成 17 年 8 月 1 日 工事担任者試験 制度改正について

■ 制度改正の概要

今回の工事担任者資格制度の改正は、今後ますます進展していく IP 時代に対応した、より魅力ある資格制度とすることを目的として、IP 系サービスを中心とする DD 種と、従来の電話サービス・ISDN サービスを中心とする AI 種の二つに大きく分けるとともに、インターネットの普及により、社会的にセキュリティ意識が高まってきていることを踏まえ、工事担任者の有するべき知識及び技能として情報セキュリティ技術が追加されるなどの内容となっています。

今回の改正は、時代の要請に対応する形で、資格者証の種類と工事の範囲が全面的に見直されたもので、工事担任者資格制度に関する改正としては、大幅な改正となっています。

■ 旧資格者証と工事範囲

改正前の資格者証についてはその名称及び工事範囲において、従来と変わらず今後も有効な資格とされています。例えば、デジタル第 3 種資格取得者は、改正後においても従来どおりデジタル第 3 種の範囲の工事・監督が可能です。（工事担任者規則附則第 2 条第 1 項）

■ 資格試験の科目内容の見直し

今回の改正で、見直しが図られた試験科目内容の主な改正点を<下図>に示します。「情報セキュリティの技術」、「セキュリティ関連法規」などが AI 種、DD 種に共通して新たに追加されました。また、AI 種では、「総合デジタル通信に関する技術、法規」の追加、DD 種では「IP 技術、新サービスに関する項目」の充実が図られています。（工事担任者規則第 7 条）

科 目	A I 種	D D 種
電気通信技術の基礎	現行アナログ種と同じ	現行デジタル種と同じ
端末設備の接続のための技術及び理論	総合デジタル通信の技術	ネットワークの技術
	情報セキュリティの技術	情報セキュリティの技術
	追加 現行アナログ種	追加 現行デジタル種 (IP 技術、新サービスに関する項目を充実) 削除 総合デジタル通信の技術
端末設備の接続に関する法規	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	不正アクセス行為の禁止等に関する法律
	電子署名及び認証業務に関する法律	電子署名及び認証業務に関する法律
	追加 現行アナログ種	追加 現行デジタル種

■ その他の改正事項

・知識及び技術の習得に関する努力義務

工事担任者に必要とされる技術は今後急速に変化すると想定されます。工事担任者はこれらの変化に対応するために、常に新しい知識や技術の習得を図る必要があることから、「工事担任者は、端末設備等の接続に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならない」旨の努力義務規定が、今回新たに盛り込まれました。（工事担任者規則第 38 条第 2 項）